

平成 24 年の NPO 法の改正等に伴う定款変更について

平成 24 年の NPO 法改正等により、定款の変更が必要です。主な変更箇所は以下のとおりです。各法人の定款をご確認いただき、変更されていない場合は、定款変更の手続きをお願いします。

- ※ 定款変更の内容によって、認証を必要とする場合（認証申請）と、認証を必要としない場合（届出）があります。詳しい手続きについては、「NPO 法人の手引 1 設立・運営編」P82～P85 をご参考にしてください。
- ※ 認証申請と届出書を同時に提出する場合、届出事項のみを変更した定款を届出書に添付し、変更予定箇所全てを変更した定款を認証申請書に添付してください。
- ※ 届出事項を認証申請書に記載して申請することもできますが、その場合は、届出事項の変更についても、有効となるのは認証日となりますので、ご注意ください。

< 変更箇所 (例) >

認証事項

変更前	変更後
<p>(権能)</p> <p>第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び収支決算</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第〇条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(9)～(10) (略)</p>	<p>(権能)</p> <p>第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び決算</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第〇条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(9)～(10) (略)</p>
<p>(定款の変更)</p> <p>第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の〇分〇以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>(1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わない)</p> <p>(2) 資産に関する事項</p> <p>(3) 公告の方法</p>	<p>(定款の変更)</p> <p>第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の〇分〇以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 名称</p> <p>(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類</p> <p>(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴うものに限る)</p> <p>(5) 社員の資格の得喪に関する事項</p>

	<u>(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）</u> <u>(7) 会議に関する事項</u> <u>(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項</u> <u>(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）</u> <u>(10) 定款の変更に関する事項</u>
--	--

届出事項

変更前	変更後
<p>（資産の構成）</p> <p>第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 財産から生じる収入</p> <p>(5) 事業に伴う収入</p> <p>(6) その他の収入</p>	<p>（資産の構成）</p> <p>第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 財産から生じる収益</p> <p>(5) 事業に伴う収益</p> <p>(6) その他の収益</p>
<p>（事業計画及び予算）</p> <p>第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>（事業計画及び予算）</p> <p>第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>
<p>（暫定予算）</p> <p>第 45 条 前条規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。</p> <p>2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p>	<p>（暫定予算）</p> <p>第 45 条 前条規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。</p> <p>2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。</p>
<p>（事業報告及び決算）</p> <p>第 47 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（事業報告及び決算）</p> <p>第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p>